

近接協議を要する場合の提出資料（参考）

電子申請・届出システムにて事前相談申請をいただいた案件について、近接協議を要すると判断した場合には、以下の資料をご提出いただきます。なお、お問い合わせ（事前相談）は、案内図等の簡易な資料のみでも申請が可能です。

■基本添付資料

- ・協議書（電子申請・届出システムで申請後、協議「要」の場合に様式を送付します。）
- ・図書目次
- ・協議概要
- ・案内図
- ・現況写真
- ・工程表
- ・現況図
- ・計画平面図、断面図、側面図
- ・影響範囲図
- ・その他管理者が必要と認める図書

■掘削、シールドなど近接工事の場合（基本添付資料以外の資料）

- ・影響範囲図
- ・掘削範囲図
- ・FEM 解析報告書
- ・橋台等照査結果
- ・動態観測方法

■その他（例：添架）協議の場合（基本添付資料以外の資料）

- ・添加物重量計算書
- ・添加詳細図
- ・足場計算書 等